

南宋時代の道士の稱號

——經錄の法位と「道法」の職名——

酒井規史

一、はじめに

六朝の梁代に天師道によって整備された教團制度は、唐代においてほぼ完成された。唐代の道士は天師道の受法のカリキュラムにしたがって經錄を傳授され、傳授された經錄の位階に應じて法位が與えられていた。⁽¹⁾その後の宋代においても、唐代と同様の制度が存續していった。

その一方で、南宋時代になると、天師道の道士たちは「道法」の傳授も受けるようになった。天心正法や雷法といった「道法」は北宋の末期から起り、南宋時代には非常に流行した。⁽²⁾道士たちは、自らが用いる「道法」に由來する職名も稱號の中に取り入れていった。

南宋時代の道士の稱號（酒井）

本稿では、南宋時代の天師道の道士の稱號が、經錄の傳授による法位と「道法」の職名から成っていることを明らかにする。また、稱號を分析することで、南宋時代における道士の修行の過程についても明らかにしてみたい。⁽³⁾

二、宋代における天師道の位階制度と法位

(一) はじめに、北宋時代の天師道における位階制度と法位について概観しておきたい。眞宗朝の咸平六年（一〇〇三年）に編纂された『三洞修道儀』（HY二二七）には、五代から北宋初期にかけての道士の位階が記されている。『三洞修道儀』の序文では、位階について「三洞の科格は、正一より大洞に至るまで、およそ七等なり」（一a-b）と概括している。これ

は、以下に擧げる七つの位階を指している。

1. 初入道儀（正一部道士）

- ① 錄生弟子、南生弟子 ② 清真弟子、清信弟子 ③ 知
慧十戒弟子 ④ 太上初眞弟子 ⑤ 太上正一盟威弟
子・係天師某治某氣祭酒・赤天三五步綱元命眞人

2. 洞神部道士

⑥ 太上洞神法師

3. 高玄部道士

- ⑦ 太上紫虛高玄弟子 ⑧ 高玄法師

4. 昇玄部道士

- ⑨ 太上靈寶昇玄內教弟子 ⑩ 昇玄眞一法師

5. 中盟洞玄部道士

- ⑪ 太上靈寶洞玄弟子 ⑫ 無上洞玄法師

6. 三洞部道士

⑬ 三洞法師

7. 大洞部道士

- ⑭ 上清大洞三景弟子 ⑮ 無上三洞法師

先學の指摘があるように、この七つの位階は、順序の變動はあるが、基本的に唐代に完成された位階制度を繼承している。⁽⁴⁾道士は最初の「初入道儀」の箇所に記されている正一部

の經錄を傳授され、その後、新たな經錄を傳授されることに洞神部以下、大洞部道士に至るまで位階が上がつていく仕組みになっていた。そして、經錄が傳授されて位階が上がるごとに、道士の法位も①から⑮に移り變わっていったのである。

(二) 南宋時代にも、この位階制度は存續していたようである。南宋時代の道士の稱號を以下に擧げて、そのことを確認してみよう（カッコ内は道士の名前）。

(A) 太上正一盟威法師・充驅邪院判官南昌典者・九靈飛步仙官・兼管雷霆都司鬼神公事（林柏謙）

(B) 太上正一盟威法師・行上清混元天心五雷大法・差充主管驅邪院事・兼雷霆都司事（羅致大）

(C) 太上正一盟威法師・行靈寶天心玉晨五雷大法・九靈飛步仙官・主管驅邪黃籙院事（莊致柔）

(D) 太上三五都功職籙・神霄玉府右侍經（潘常吉・周希清）
(E) 太上三五都功法籙弟子・奉行天心正法驅邪院判官・兼幹五雷使院事（胡士簡）

(F) 太上三五都功紫虛陽光祕籙弟子・行上清北極天心正法・金闕內臺鍊度典者・驅邪院右判官（陳守默）

(G) 高上紫虚陽光洞淵法師・南極天樞瓊院右大判官同管院事(尹大先)

(H) 靈寶中盟弟子・南曹執法典者・權董初府右翊治(金允中)

(I) 上清大洞三景弟子・元化法師・同知神霄玉府天樞祛邪院事(王混成)

(J) 上清大洞玄都三景法師・太乙雷霆典者・九靈飛步仙官・簽書諸司法院鬼神公事(留元長)

(K) 上清大洞三景法師・東岳先生・青帝真人・奉行玉府五雷考召大法・提領諸司諸院鬼神公事(趙汝澮)

(L) 泰玄都正一平炁係天師清微天化炁南嶽先生・赤帝真人・神霄玉府五雷副使・上清大洞經錄弟子(白玉蟾)

(M) 上清大洞寶籙弟子・五雷三司判官・知北極驅邪院事(白玉蟾)

(N) 上清大洞法籙・奉行玄天真武祕法・統領玉虚三陣將兵・同管北極驅邪院事(曾安時)

これらの稱號の最初の部分が、經籙の傳授による法位、もしくは傳授された經籙を示している(L)だけは最後の部分が法位に當たる。これらの法位と『三洞修道儀』を對照すると、北宋時代の位階制度を繼承していることが知られる。

南宋時代の道士の稱號(酒井)

(A) の林柏謙と(B) の羅致大、(C) の莊致柔は「太上正一盟威法師」である。これは『三洞修道儀』における、「盟威籙」の傳授を受けた、⑤「太上正一盟威弟子・係天師某治某氣祭酒・赤天三五步綱元命真人」に相當するものである。これは、天師道の位階の初歩となる、正一部の經籙を受けた道士に與えられる法位である。

(H) の「靈寶中盟弟子」は、中盟洞玄部道士の⑪「太上靈寶洞玄弟子」に相當する。金允中では自らの經籙の傳授について、「允中は行法の後、品を洞玄に進め、中盟籙を佩ぶ」(HY 一二三『上清靈寶大法』卷十・十八a)と述べており、「中盟籙」までの傳授を受けた⑪「太上靈寶洞玄弟子」であったことが分かる。『上清靈寶大法』には、金允中の法位が「洞玄靈寶弟子」と記されている場合もあるが、これも同じ法位に相當するものであろう。

(I) の王混成は「上清大洞三景弟子」、(J) の留元長は「上清大洞玄都三景法師」、(K) の趙汝澮は「上清大洞三景法師」と名乗っている。これらは『三洞修道儀』の、⑭「上清大洞三景弟子」に相當するもので、大洞部(洞眞部)の上清經籙までの傳授を受けた上位の法位である。

(L) の「上清大洞經錄弟子」、(M) の「上清大洞寶籙弟子」

と(N)の「上清大洞法籙」も、洞眞部の上清經籙までの傳授を受けたことを示しているので、(I)から(K)の道士たちと同じ法位であつたと思われる。

残りの(D)・(E)・(F)・(G)の法位は傳授を受けた籙の名前によるものである。『三洞修道儀』には一致する法位はないが、籙の名前からおよその位階を推測できる。

(D)の潘常吉と周希清は「太上三五都功職籙」、(E)の胡士簡は「太上三五都功法籙弟子」という法位をもつ。この「太上三五都功職籙」と「太上三五都功法籙」(以下、この二つの籙を「三五都功籙」と總稱する)の、宋代のテキストは現存していないが、關連する資料から内容を推測してみたい。

「三五都功籙」に見える「三五」「都功」という語は兩方とも正一部に關連するものである。最初に「三五」についてであるが、正一部には「三五」という語を冠した籙が見受けられる。『要修科儀戒律鈔』(HY四六三)には「三五籙」(卷十六・六b)、張萬福の『醮三洞眞文五法正一盟威籙立成儀』(HY一二〇二)には「太上三五上仙百鬼召籙」や「太上三五星剛五斗籙」(ともに、十四a)が見える。また、『正一修真略儀』(HY一二二九)に載せられている正一部の法籙の大部分には「三

五」の語が冠されている。

次に「都功」という語であるが、これは各種の經典にみえる「都功」に由來するものであろう。⁽⁶⁾「都功」とは、天師道の役職の名であり、六朝時代から唐代まで、「都功」の名のつく「都功版」は天師道の正一部の中で傳授されてきた。また、「都功」という名稱が入った法位も存在しているが、いずれも正一部の經籙の傳授を受けた道士である。

唐代の後半になると、「都功籙」という名の籙が出現した。杜光庭の『道教靈驗記』(HY五九〇)卷十一におさめられた、「劉遷都功籙驗」によると、「都功籙」は張天師(張道陵)が「昇天の後、太上に賜るところの寶劍と都功印・籙を留めて、もって子孫に付」したものであるという(五a)。さらに、「符文・靈官」が記されていたともある(五a)。

南宋時代の『無上黃籙大齋立成儀』(HY五〇八)卷十七には「都功・盟威籙を受けざれば、出官行齋するべからず」(七a)とあり、「都功籙」を傳授されていないと、「出官」と齋の儀禮が行えないという。また、『道法會元』(HY二二〇)卷一百八十一には、上章儀禮に關連する神格が列擧されているが、その中の「功曹」の項目には、「ただ盟威籙なるは十二(三の間違い?)人、ただ都功籙なるは七人、都功・盟威を受くる

は二十人(十六b)とある。これは、「都功錄」を授かることによって、道士が上章儀禮を行う際に使役する、體內神の「功曹」の数が増えるという意味である。さらに、南宋・呂元素の『道門定制』(HY二二四)卷三には、『都功錄』に出づ」として、八人の「従事」が挙げられている(四十四b~四十五a)。これらの「従事」は、「錄章」「呈章」など、いずれも「章」が入った名稱をもっており、これらも上章儀禮と關連する神格と推測される。

また、『道門定制』卷三によれば、「陽平化僊官」などの二十四人の「僊官」も、「都功錄」に記されていたようである(三十一a~b)。「陽平化」などの名稱からすると、これらの「僊官」は、天師道の教區である二十四治(唐代に避諱により、「二十四化」となった)それぞれに配當された神格と思われる。

これらの記述から、南宋時代の「都功錄」には、正一部と關連が深い、上章儀禮の際に使役する神格や、二十四治(化)に配當された神格が記されていたことが分かる。

そして、南宋時代の「都功錄」も、正一部に配當されていたようである。『無上黃籙大齋立成儀』卷十七には、「受道の士は、先ず正一盟威・三五都功を受け、修持して漸くあり、はじめて進みて靈寶中盟・上清大洞諸籙を受くるべし」(七

南宋時代の道士の稱號(酒井)

b)とあり、經籙の傳授の順番を述べる際に、「三五都功(籙)」は、正一部の「正一盟威籙」と並べられている。また、『道法會元』卷一百七十九には、「ただ盟威・都功籙を受くれば、正一弟子と稱す」(二a)とあり、白玉蟾の「法曹陳過謝恩奏事朱章」(HY二六三『修真十書・武夷集』卷四十七所收)には、實際に「太上三五都功正一盟威弟子」という法位が見える。

以上のことから、(D)と(E)の道士は、正一部に屬する「三五都功籙」の傳授を受けた道士であると推測できる。

(F)の陳守默は「太上三五都功紫虛陽光祕籙弟子」という法位を稱している。先に述べた「三五都功籙」に加えて、「紫虛陽光祕籙」を授かったことが分かる。この「紫虛陽光祕籙」とはいかなる籙であろうか。

唐代までの經典には「紫虛陽光祕籙」と似た、「紫虛籙」という籙の名前が見え、太玄部に配當される籙だったようである。唐代の張萬福による『傳授三洞經戒法籙略說』(HY二三二)には太玄部の「道德經目」の中に「紫虛籙」(卷上・五b)とある。また、杜光庭集とされる『太上三洞傳授道德經紫虛籙拜表儀』(HY八〇七)にも、「紫虛寶籙」(十三a)とあり、經典の記述から、『道德經』を傳授される際には、この籙も同

時に傳授されていたことが分かる。北宋の『三洞修道儀』においても、高玄部（太玄部）の傳授を受けた道士の法位は「太上紫虛高玄弟子」となっており、この法位の名稱も「紫虛鑑」に由來するものと思われる。

また、『无上黃籙大齋立成儀』卷十七には、各種の籙について述べる中に、「陽光は道德自然を敷演する」（七b）とあるが、この「陽光」は「紫虛陽光秘籙」を指しているようである。「道德自然を敷演する」という説明を見ると、『道德經』の主要な思想を敷衍するものとされておられ、ここでも『道德經』との結びつきがうかがえる。

以上のことから、「紫虛陽光秘籙」は、太玄部の『道德經』と關連が深い籙であったということが分かる。よって、（F）の陳守默は、「紫虛陽光秘籙」と、おそらくは『道德經』の傳授を受けた道士であったと推測できる⁽⁷⁾。

（G）の法位にも「高上紫虛陽光」とあり、「紫虛陽光秘籙」を傳授されていたと思われる。ただし、（G）の場合は次に「洞淵法師」と続く。これは、同じ碑文に見える（I）の「元化法師」と同じく師號であろう⁽⁸⁾。「高上紫虛陽光弟子」と書くべきところを、「弟子」の二文字を書き落としてしまったと推測される。

以上に述べたように、南宋時代においても、北宋時代とほぼ同じ仕組みの經籙の傳授が行われていたようである。すなわち、彼らはみな天師道の受法のカリキュラムと位階制度にもとづいて修行をする、天師道の道士だったのである。

三、「道法」の職名

（一）前節に挙げた南宋時代の道士の稱號のうち、經籙の傳授による法位に続く部分は何をあらわしているのであろうか。ひとつの例を挙げて解説してみたい。

（A）と（E）と（F）の三つの稱號には、「驅邪院判官」（F）では「驅邪院右判官」という部分が共通している。さらに、（E）と（F）の稱號のうちには、「奉行天心正法」「行上清北極天心正法」とあり、特に（E）の場合には、「奉行天心正法驅邪院判官」と續けて記されていることから、「天心正法」と「驅邪院判官」は關連が深いようである。

天心正法は北宋の後半期に出現した「道法」である。そこで、天心正法の經典を見ると、「驅邪院判官」というのは天心正法独自の位階に由來する稱號であることが分かる。『太上助國救民總真秘要』（HY 二二七。以下、『總真秘要』と略す）は、徽宗朝の政和六年（一一一六）に編纂された天心正法の經

典である。その卷六には、天心正法の位階についての記述がある。以下、位階のまとまりごとに、(ア)から(ク)の部分に分けて引用しよう(傍線部については後述)。

(ア) 諸應驅邪院行法官、竝稱都大統攝三界邪魔事。初補右判官、次右大判官、次左判官、次左大判官。已上竝謂同管勾院事。(イ) 次功格高者、昇入仙班。補爲都天大法主同判院事、次加九天金闕大夫(謂一年內、救民及二十人凶歲旱潦枯槁、刻日應禱降補者)。(ウ) 次水部尙書、次木部尙書、次土部尙書、次金部尙書、次火部尙書(已上謂歲救數、過二十人者)。(エ) 次或救大害、功行優甚者、遞相轉補、次紫微宮使日直元君(謂歲終助國除災、安寧境土、遣鬼兵陰助帝祚太平)。(オ) 又一年內、能驅滅分野蝗蟲災怪、持法除去者、加九天金闕御史。(カ) 又一年可發志願、自於名山建立壇場、投詞獻章、上祝人君萬歲、實有應驗者、加金闕上仙侍中。(キ) 又一年自了性理、出於物外、提拔群迷、出離五苦、親詣南曹、忝注主聖臣賢、九族生天、萬物受恩者、加紫府上相。次玄都大相、次太玄上相、次太極上相、次金闕上相。(ク) 又一年通證大道無窮、不執文字、指喝有驗、能治江河湖海蛟龍作害、山崩派決、實有利國濟民、鹹除大孽之功者、加無極上相。

南宋時代の道士の稱號(酒井)

この位階に關する記述は、天心正法の方術の構造と深く關係している。天心正法を行う道士は、「北極驅邪院」という天界の機關に所屬し、その「北極驅邪院」の名のもとに文書を神々に發給し、所期の目的を達成することを願う。例えば、雨乞い(祈雨)の場合は、祖師上清大帝・太清大帝・玉清上帝に對して奏狀を發し、雨を管轄する神々にも牒狀を發することとで、神々に雨を降らすように願うのである。

そのことを踏まえると、先に引用した(ア)の部分の「およそ驅邪院の行法官は、ならびに都大統攝三界邪魔事と稱す。初めに右判官に補す」という箇所の意味が分かる。「驅邪院の行法官」、つまり、「北極驅邪院」の業務を行う法官(天心正法を行う道士)は「都大統攝三界邪魔事」と稱し、最初に「北極驅邪院」の「右判官」の職に任命される、という意味なのである。

なお、先の引用箇所傍線が付してある部分は、みな「北極驅邪院」の職名である。(ア)の「右判官」が最も下位にある職名であり、それ以下、順番に序列が上がり、(ク)の「無極上相」が最高位の職名となる。つまり、天心正法の位階は、「北極驅邪院」における職の序列を標示するものである。

(F) は「驅邪院」の「右判官」であり、「北極驅邪院」の最下位の職であつたことが分かる。(A) と (E) の職名も「判官」とだけあるが、先の (ア) の部分によれば、「判官」と名のつく職は、「北極驅邪院」の下位の職であることが分かる。

(A) の稱號中に見える「南昌典者」、および (F) の「金闕内臺鍊度典者」という部分については、對應する職名が『總眞祕要』卷六にはない。しかし、類似した職名が『道法會元』卷二百四十九『太上天壇玉格』に見出せる。『太上天壇玉格』には、複数の「道法」の位階が記されている。そのうち、「北極驅邪院九品遷轉品秩」は、「驅邪院」という名がみえるように、天心正法の位階と思われる。そこに記された位階は、『總眞祕要』に記されているものとは異なっているが、『總眞祕要』と共通した職名も見える。『總眞祕要』は、現存する天心正法のテキストの中では最初に整理されたものと思われるので、「北極驅邪院九品遷轉品秩」はそれより後の時代の天心正法の位階を記したものであろう。⁽¹⁰⁾

「北極驅邪院九品遷轉品秩」は「從九品」から「正一品」までの位階が記されている。この位階も、「北極驅邪院」の職の

序列を表すものである。そのうち、「從九品」に「北極驅邪院右判官・兼南昌上宮受鍊典者・同管幹驅邪院事」と「北極驅邪院左判官・兼南昌上宮受鍊典者・同管幹驅邪院事」、「正九品」に「北極驅邪院(右左)大判官・兼南昌上宮受鍊典者・管幹驅邪院事」とある。(A) の「驅邪院判官南昌典者」を四つに分けると、「驅邪院」「判官」「南昌」「典者」という語彙が共通しており、「北極驅邪院九品遷轉品秩」にみえる職名の省略形といえるであろう。また、(F) の「行上清北極天心正法・金闕内臺鍊度典者・驅邪院右判官」も、「金闕内臺」という語が加わっていることと、「右判官」が最後に來ることが少し異なっているが、上記の「從九品」の職名と同じものと考えてよからう。これらの記載からしても、(A) と (E) と (F) の三人は、天心正法の下位の職にあつたことが分かる。

では、上位の職にうつるには、どのような過程を踏むのであろうか。『總眞祕要』卷六に「およそ行法官は、すなわち陽行陰報あらば、ならびに式に依りて歲ごとに功績を考え、(中略)儀に依りて職を遷る」(一a)とあるように、天心正法を用いて功績を上げることにより、「北極驅邪院」における職の序列が上がっていったようである。(ア) から (ク) に至るまで、各

段階ごとに功績を上げていく必要があったのである。なお、「北極驅邪院九品遷轉品秩」と同巻に所収の「論遷轉功勞格式」(十b)には、同じように功績を上げることによって職の序列が上がっていく仕組みが述べられている。これは他の「道法」の位階も含めた説明であり、『總眞祕要』とは功績をはかる方法も異なっているが、功績を上げることによって職の序列が上がっていく仕組みは同じである。⁽¹¹⁾

以上のことから、天心正法の位階は、天界の機關である「北極驅邪院」における職の序列を示したものであること、天心正法を用いて功績を上げることによって職の序列が上がっていくことが明らかになったであろう。この天心正法の位階は、經錄の傳授によって法位が上がっていく従来の位階制度とは別個の仕組みにより成り立っている。よって、(A)と(E)と(F)の三人の道士は、従来の經錄の傳授による法位とは別に、天心正法を用いることを示す、「北極驅邪院」の職名を稱號に取り入れていたのである。

(二)さらに(A)と(E)の稱號を見ると、經錄の傳授による法位、天心正法の職名だけではなく、さらに続く部分がある。この残りの部分は、他の「道法」の職名に當たるようである。

南宋時代の道士の稱號(酒井)

ある。『道法會元』や『法海遺珠』(HY二五八)など、現行の『道藏』に残る「道法」のテキストには、天心正法のような職名や位階を記しているものはあまり多くない。⁽¹²⁾しかし、道士たちの稱號を見ると、道士たちは自分が傳授を受けた「道法」に關連する職名を、稱號の中に取り入れていたようである。それらの職名には、天心正法と同じような特徴が見受けられる場合がある。その特徴とは、第一に、道士が所屬する天界の機關の名稱が盛り込まれていること、第二に、「道法」の職に序列がある場合は、その序列を反映した職名を名乗ることである。

では以下に、現存する「道法」のテキストと對照しながら、南宋時代における道士の稱號の中に見える、「道法」の職名について明らかにしていこう。また、この作業を通じて、道士たちがどのような「道法」の傳授を受けていたかが分かるであろう。

では最初に、(A)と(E)の稱號の残りの部分について明らかにしよう。

(A)の「九靈飛歩仙官・兼管雷霆都司鬼神公事」のうち、前半の「九靈飛歩仙官」という職名は(C)と(J)の稱號

の中にも見えるものである。この職名は『道法會元』卷一百七十九から卷一百八十七におさめられている「上清五元玉册九靈飛歩章奏祕法」と關連するものであらう。⁽¹³⁾なお、この「道法」の現行のテキストの中には、職名に關する規定は見出せない。

最後の「兼管雷霆都司鬼神公事」に關しては、『上清玉府五雷大法玉樞靈文』(『道法會元』卷五十六)や『上清玉樞五雷眞文』(同卷五十七)に、「雷霆都司鬼神公事」という語を含む職名が記されている。「雷霆都司」は、天心正法でいえば「北極驅邪院」に相當する天界の機關名であらう。上記の二つの「道法」はともに五雷法の系統のものであるから、(A)の林柏謙は五雷法の傳授も受けていたと思われる。

(E)の「兼幹五雷使院事」は「五雷使院の業務を兼任する」という意味である。この「五雷使院」も天界の機關の名であり、『道法會元』卷五十六にみえる「上清玉府五雷使院」(四十b)に相當するものであらう。この部分から、(E)の胡士簡も五雷法の系統の「道法」を用いていたのではないかと推測できる。

以下、他の道士たちの稱號に見える「道法」の職名につい

て明らかにしたい。

(B)の「行上清混元天心五雷大法・差充主管驅邪院事・兼雷霆都司事」の最初の部分からは、この道士が「上清混元天心五雷大法」を用いる道士であることが分かる。この「道法」については、現行の『道藏』に該當するものを見出せない。しかし、その名稱から、天心正法と五雷法が融合した「道法」なのではないかと推測できる。

職名の中に見える「驅邪院」は前述のように、天心正法の經典に見える天界の機關の名である。また、「雷霆都司」は(A)と同じく五雷法の系統の天界の機關の名であらう。(B)の稱號の中に、天心正法と雷法に關連する天界の機關の名稱が取り入れていることから、「上清混元天心五雷大法」が、天心正法と五雷法の融合した「道法」であることが知られる。

(C)の「行靈寶天心玉晨五雷大法・九靈飛歩仙官・主管驅邪黃籙院事」の最初の部分である「行靈寶天心玉晨五雷大法」は、「靈寶天心玉晨五雷大法」を用いる道士であることを示す。この「靈寶天心玉晨五雷大法」も現行の『道藏』には見えないものであるが、名稱から五雷法の系統の「道法」と思われる。次に續く「九靈飛歩仙官」は上述した通り。最後に見える「主管驅邪黃籙院事」は「驅邪黃籙院」の業務を主管

するという意味であるが、この「驅邪黄籙院」については不詳である。「靈寶天心玉晨五雷大法」に關連する、天界の機關である可能性もあろう。これらの職名からは、(C)の莊致柔が、「靈寶天心玉晨五雷大法」と「上清五元玉册九靈飛步章奏祕法」の二つの「道法」を用いていたことが分かる。

(D)の「神霄玉府右侍經」という職名は、最初に「神霄玉府」とあるので、神霄の系統のものであろう。なお、『高上神霄玉清真王紫書大法』(HY二〇九)卷五の「神霄補職官品」(6a~8b)には、「八品」から「一品」にいたる神霄法の職の位階が記されているが、「右侍經」という職名は見受けられない。

(G)の「南極天樞瓊院右大判官同管院事」という職名は、『太上天壇玉格』の「天樞院九品遷轉品秩」の「正九品」の位である「天樞院右大判官・管幹天樞院事」に類似している。「南極天樞瓊院」という天界の機關の名に、「右大判官」と「同管院事」という、天心正法に類似した職名が續く。「右大判官」は下から二番目の位の職なので、(G)の尹大先は「道法」を用いて、ある程度の功績を上げていたようである。ただ、「天樞院九品遷轉品秩」がどのような「道法」の位階なのかは不明である。

南宋時代の道士の稱號(酒井)

(H)の金允中の稱號のうち、「南曹執法典者」は、靈寶法の職名である。金允中は靈寶法を行う道士の職名について、『上清靈寶大法』卷十の「籙階法職品」で、次のように述べる。

今列五職、竝以南曹執法冠其首云、南曹執法典者、南曹執法仙士、南曹執法仙官、南曹執法眞士、南曹執法眞官。

金允中の職名は、最初のものに相當する。

最後の「權童初府右翊治」は、「上清童初五元素府玉册正法」(以下、童初正法と略す)の職名である。天心正法と同じように、童初正法には職の序列による位階があり、「仙品班七品位」として、七つの位階を擧げている『道法會元』卷一七七・一七八~一九a)。金允中の職名は下から二番目の位の「童初府右翊治」に相當する。

なお、「權」の字がつくのは、正式に「童初府右翊治」の職につくには、功績がまだ足りなかったからのようである。「仙品班七品位」の冒頭には、「初め法を受け功が進むにあらざれば權字を帶び、功が足ればこれを落とす」と記されている。金允中は童初正法を用いて功績を上げることで、職の序列を上げていたようである。

(I)の後半部、「同知神霄玉府天樞祛邪院事」という職名

からは、「神霄玉府」にある「天樞祛邪院」の業務をつかさどる、という意味が読み取れる。詳細は不明であるが、神霄の系統の「道法」を傳授されていたのであろう。

(J) に見える「太乙雷霆典者」という職名に關しては、『道法會元』卷一百八『高上景霄三五混合都天大雷琅書』に、「太乙雷霆都司」(七a)という天界の機關名が見える。⁽¹⁵⁾この『高上景霄三五混合都天大雷琅書』は雷法を記したもので、(J)の留元長は雷法を用いていたと推測される。なお、留元長は、白玉蟾と共に陳楠に師事していたようなので、彼の用いていた「道法」は陳楠の系統のものだと思われる。⁽¹⁶⁾

「簽書諸司法院鬼神公事」は、「道法」に關する複数の天界の機關(諸司法院)で鬼神のことを扱う業務(鬼神公事)にあることを示す職名であろう。

(K)の職名、「奉行玉府五雷考召大法・提領諸司諸院鬼神公事」の前半部は、「玉府五雷考召大法」を用いることを示す。これも現行の『道藏』には見えない「道法」であるが、白玉蟾の「虛夷堂記」によれば、趙汝澹は「鬼神を考召し、雷電を役使」していたとされているので、鬼神を拘引する考召法と雷法が融合した「道法」だと思われる。後半部の「提領諸司諸院鬼神公事」は、(J)の「簽書諸司法院鬼神公事」

と同じく、複数の天界の機關(諸司諸院)において鬼神のことを扱う業務を掌っているという意味であろう。

(L)と(M)はともに白玉蟾の稱號であるが、(L)の「神霄玉府五雷副使」という職名からは、神霄の系統の五雷法を用いていたことが分かる。(M)の後半部、「五雷三司判官・知北極驅邪院事」は、『道法會元』卷五十七に見える「北極驅邪院五雷判官」(十一b)という職名に類似している。これらの職名から、白玉蟾は五雷法と天心正法、もしくは両者が融合した「道法」を用いていたと推測される。ただ、現行の『道藏』には、白玉蟾が用いていたと思われる「道法」と完全に一致するものは存在しないようである。⁽¹⁷⁾

(N)の職名、「奉行玄天真武祕法・統領玉虛三陣將兵・同管北極驅邪院事」の前半部分は、金允中が言及している「眞武三陣法」(『道法會元』卷一七八・五a)と關連するもののようである。この「道法」のテキストも現行の『道藏』には見出せないが、「道法」の名稱からすると、眞武神と關連があると思われる。

職名の最初の部分から、(N)の曾安時の用いる「道法」が「玄天真武祕法」であり、眞武神と關連する「道法」であったことが分かる。さらに、「統領玉虛三陣將兵」という、「三陣」

の名がつく職名を稱しているのが、曾安時は金允中がいう「眞武三陣法」と同じ系統の「道法」を用いていたと推測できる。なお、職名の最後の部分には「北極驅邪院」とあるので、天心正法の傳授も受けていた可能性がある。

四、南宋時代の天師道における「道法」の傳授

(一) 以上の分析により、南宋時代の道士の稱號が、經籙の傳授による法位と「道法」の職名によって成り立っていることが分かった。さらに、複数の「道法」の傳授を受けていた道士もいたようである。以下、南宋時代の天師道における「道法」の傳授について、具體的な事例も交えて検討してみたい。

(二) 道士たちの稱號を見ると、同じ法位を持つ道士でも、異なる「道法」の傳授を受けている場合がある。具體例を挙げると、(A)と(B)と(C)の三人の道士はいずれも、「太上正一盟威法師」であるが、(A)の林柏謙は、天心正法と九靈飛步章奏祕法と雷法、(B)の羅致大は上清混元天心五雷大法、(C)の莊致柔は靈寶天心玉晨五雷大法と九靈飛步章奏祕法の傳授を受けており、それぞれの用いる「道法」は異なっていた。

南宋時代の道士の稱號(酒井)

その逆に、法位はちがうが、同じ「道法」を傳授されている場合もある。前節で述べたように、(A)と(E)と(F)の三人の道士は同じく天心正法の傳授を受けていたが、それぞれの法位は異なっている。また、(A)の林柏謙の法位は下位の「太上正一盟威法師」で、(J)の留元長の法位は上位の「上清大洞玄都三景法師」であるが、ともに「九靈飛步仙官」という職名を持っており、九靈飛步章奏祕法の傳授を受けていることが分かる。

以上の例からすると、當時、様々な「道法」の間には序列がつけられておらず、「道法」の傳授の順序は規定されていなかったようである。また、従来の經籙による法位との對應關係も整備されていなかったと思われる⁽¹⁸⁾。

南宋時代に「道法」相互の序列が定まっていなかったのは、當時、多種多様な「道法」が存在し、なおかつ派生していく状況にあったからであろう。金允中や白玉蟾は、「道法」が派生し、それに伴って新たな印(當時、「道法」の法器として重視された)や職が生み出されていく當時の状況に、批判的な意見を述べている⁽¹⁹⁾。

現行の『道藏』に残された「道法」のテキストを見ても、名稱は違っているが、信仰する神格や方術の類似した、一群

の「道法」がしばしば見受けられる。金允中や白玉蟾の批判からすると、南宋時代には、同じ系統の「道法」にもヴァリエーションが存在するような状況がすでに存在したようである。そのため、統一的に「道法」に序列をつけ、「道法」の傳授の順序を定めることは困難だったのである。

天師道の受法のカリキュラムと位階制度は固定したものであり、道士たちはどの道士の弟子となっても、ほぼ同じ過程を経て修行していたと思われる。それは本稿で取り上げた道士たちの法位と、『三洞修道儀』の法位が對應することからも確かめられる。それに對し、「道法」には様々な種類があり、同じ系統の「道法」にもヴァリエーションが存在した。そのため、道士がどの「道法」の傳授を受けるかは、師となる道士がどのような「道法」の傳授を受けていたかによって大きく左右されたと推測されるのである。

(三)では、その推測を裏付けるために、本稿で稱號を分析した道士のうち、金允中と白玉蟾の事例を見てみることにしよう。この二人は、それぞれの「道法」の傳授に關する資料を残している。

まずは金允中の事例を見てみよう。金允中は童初正法と靈

寶法という、二つの「道法」の傳授を受けていた。著作の中で、自らの「道法」の傳授について述べており、師承關係も明らかである。⁽²⁰⁾

『道法會元』卷一百七十一から一百七十八におさめられている「上清童初五元素府玉冊正法」は、金允中の編纂をへた童初正法のテキストであり、金允中は自らの童初正法の傳授の系譜についての記録を残している(卷一百七十八・三b~四a)。それによれば、童初正法は、①高景修 ②唐克壽 ③劉根朴 ④金允中の順に傳授されたものである。

金允中の編纂した『上清靈寶大法』卷十七「壇圖幕式品」には、『上清靈寶大法』の師承關係についての記述が残されている。『上清靈寶大法』は靈寶法という「道法」のマニュアルであるから、この師承關係はそのまま、靈寶法の傳授の系譜ということになる。それによれば、金允中の『上清靈寶大法』は、先に挙げた高景修から劉根朴にいたる三人の道士に傳えられたテキストと、①田居實 ②蔣叔興 ③劉根朴 ④金允中という順で傳授されたテキストを合わせたものようである。

二つの「道法」の師承關係を追うと、劉根朴が金允中に二つの「道法」を授けていることが分かる。

次に、白玉蟾の事例を見てみたい。こちらは白玉蟾が「道法」を弟子に授けた例である。『修真十書』卷四十七に所収の「表奏法壇傳度首過謝恩朱章」は白玉蟾が弟子に「道法」を授けた際の上章文であるが、そこには、

願傳天上九靈飛步章奏大法一階。騰神飛章、朝謁關奏、復自稽顙興嗟、希有難遇。併傳太上紫樞玉宸洞陽飛梵鍊度大法一階。攝召幽靈、行持鍊度、拜章既爾、鍊度復然。苟有驅禳、以何感應、仍受太上五雷大法一階。禱雨祈晴、呼風召雪、封山破洞、伐廟除邪、斬馘蛟龍、制伏狼虎、驅除旱魃、掃蕩蝗螟、療病禳災、賞善罰惡。盡肘步膝行之切、願心傳口授之眞。
(八b~九a)

とあり、白玉蟾が、「天(太の間違い)上九靈飛步章奏大法」と「太上紫樞玉宸洞陽飛梵鍊度大法」、さらに「太上五雷大法」を授けたことが記されている。この場合、三つの「道法」を同時に授けている。

劉根朴と白玉蟾が弟子に授けた「道法」は、種類も数も異なっている。この二つの事例からも、道士が傳授される「道法」は、その師となる道士によって違っていたことが分かるであろう。⁽²⁾

南宋時代の道士の稱號(酒井)

五、結語

以上、南宋時代における道士の稱號が、經錄の傳授による法位と「道法」の職名によって成り立っていることを明らかにした。また、稱號の分析によって、南宋時代の道士たちが、天師道の位階制度にしたがって修行するのと同時に、(時には複数の)「道法」の傳授を受けていたことも明らかにした。

なお、時代が下った元代の碑文の例からも、南宋時代と同様の稱號が見出せる。

- ・太上紫虛道德五千文祕籙弟子・同句(勾の間違い)北極駝邪院事・充本州道教威儀・通和大師・賜紫(劉尚志)
- ・「元瀋州重修神霄宮碑」『瀋縣金石錄』卷下に所收
- ・□上三五都功□弟子・奉行北極駝邪院事道士(田志誠)
- ・「長春觀記」『山右石刻叢編』卷二十四に所收

前者の稱號の前半部「太上紫虛道德五千文祕籙弟子」からは、前述したように、「紫虛陽光籙」と『道德經(老子五千文)』の傳授を受けていたことが分かる。そして、續く「同句(勾)北極駝邪院事」からは、この道士が「北極駝邪院」の業務を行う、つまり、天心正法を使う道士であることが分かる。次の部分「充本州道教威儀」は瀋州の道教を管轄する道官であ

ることを示しており、残りの部分は、朝廷から師號と紫衣を授かっていることを表している。

後者の前半部「□上三五都功□弟子」は一部の文字が欠けているが、前述の(D)と(E)の法位と對照すれば、「太上三五都功法錄弟子」もしくは「太上三五都功職錄弟子」と復元できる。つまり、正一部の錄の傳授を受けた法位である。それに續く「奉行北極驅邪院事」は、前者と同じく、この道士が天心正法を使うことを表していると考えられる。

さらには、明代の例においても、南宋時代と同様の道士の稱號を見出せる。武當山に残された碑文に見える稱號を例として挙げてみると、以下のようなものである。⁽²⁾

敕建大岳太和山靜樂宮提點・參授上清大洞經錄・靈寶領教仙師・南曹執法典者・行雷霆諸司院府事(高洞陽)

最初の部分は官名であり、「敕建の大岳太和山(武當山)靜樂宮の提點」、つまり、明朝の敕により建立した靜樂宮の管理官であることを示す。以下の部分では、「參授上清大洞經錄」により、上清經錄までの傳授を受けた道士であることが分かる。次に續く「靈寶領教仙師・南曹執法典者」の部分は、「靈寶領教仙師」という職名と、金允中と同じ「南曹執法典者」という職名であり、どちらも靈寶法を行う道士の職名と思わ

れる。⁽²³⁾そして、最後に「行雷霆諸司院府事」と續く。これは上述した(B)の「雷霆都司事」に類似しており、雷法を行う道士の職名のようなものである。つまり、この道士は、上清經錄までの傳授を受け、靈寶法と雷法を驅使していたことが分かるのである。

以上のように、南宋時代に見える、經錄と「道法」の兩方の傳授を受けて宗教活動を行う方式は、後世に至るまで存續していったようである。「道法」の出現は、道士の修行の過程と宗教活動に大きな變化をもたらしたのである。

注

(1) 小林正美『唐代の道教と天師道』第二章「天師道における受法のカリキュラムと道士の位階制度」(知泉書館、二〇〇三年四月。初出は『東洋の思想と宗教』第十八號、二〇〇一年三月)を参照。

(2) 宋代における「道法」の出現については、松本浩一「宋代の雷法」『社會文化史學』第十七號、一九七九年三月。同「宋代の道教と民間信仰」に再録。汲古書院、二〇〇六年十一月) Boltz, Judith. *A Survey of Taoist Literature: Tenth to Seventeenth Centuries*. Berkeley: Center for Chinese Studies, 1987; 卿希泰主編『中國道教史』(修訂本)第三卷・第八章

第六節「南宋」三山符籙 道派的流傳。内丹派南宗和淨明道的形成。東華、神霄、天心正法、清微等新符籙派別的興起」(四川人民出版社、一九九六年十二月)を参照。

なお、本稿では天師道の内部における「道法」の傳授についてのみ論述する。宋代においては、天心正法や雷法などの「道法」は、道士ではない民間の宗教者や官僚が用いていたことは先學の指摘通りである。松本氏の前掲論文、Boltz, Judith, "Not by the Seal of Office Alone." In Patricia Ebrey and Peter Gregory, eds., *Religion and Society in Tang and Sung China*. Honolulu. University of Hawaii Press, 1993; を参照。

- (3) 丸山宏「金允中の道教儀禮學について」(道教文化研究會編『道教文化への展望』所収。平河出版社、一九九四年十一月。『道教儀禮文書の歴史的研究』に再録。汲古書院、二〇〇四年十二月)では、金允中の稱號(本稿における、(H)の稱號)についての分析がなされており、本稿の作成時にも参照した。また、同氏の「儀禮文書の歴史より見る現代臺灣の道教儀禮」(堀池信夫・砂山稔編『道教研究の最先端』所収。大河書房、二〇〇六年八月)では、宋以降の道士の稱號が、經籙の位階と「道法」の職名からなることが示唆されているが、南宋の事例について詳しく検討されてはいない。

張勛燎・白彬「四川自貢市鄧井關羅浮洞南宋「太上斷除伏連碑銘」石刻拓本考説」(『中國道教考古』第四卷所収。綫裝

南宋時代の道士の稱號(酒井)

書局、二〇〇六年一月)においても、南宋時代の『太上斷除伏連碑銘』にみえる道士の稱號(本稿における、(G)と(I)の稱號)について考證がなされているが、他の南宋時代の道士の事例についてはふれられていない。

- (4) 注(1)前掲の小林氏論文を参照。①から⑮の法位の整理も小林氏による。なお、⑦と⑧、⑨と⑩、⑪と⑫、⑬と⑭の法位は、『三洞修道儀』においては一つの法位として扱われているが、唐代までの經典と對照すると、小林氏の整理が妥當であると思われる。

- (5) 出典は以下の通り。なお、(A)から(N)までは法位の序列通りに配列してある。

- ①(A)から(F)、(J)・・・白玉蟾「傳度謝恩表文」(H Y一二九六『海瓊白真人語錄』卷一所收)。嘉定十一年(一二一八年)。
- ②(G)と(I)・・・『太上斷除伏連碑銘』(『八瓊室金石補正』卷一百十三、および『道家金石略』(文物出版社、一九八八年六月、三九四頁)、注(3)前掲の張・白兩氏の論文に録文がある。また、北京圖書館金石組編『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第四十四冊(中州古籍出版社、一九九〇年二月)に拓本の寫眞が掲載されている。寶慶元年(一二二五年)。
- ③(H)・・・『道法會元』卷一百七十八(六a)。寶慶元年(一二二五年)。

④ (K)・・・白玉蟾「虛夷堂記」(『道藏精華』第十集之二『白玉蟾全集』自由出版社、一九六九年、二二七頁)。具體的な年代は不明。

⑤ (L)・・・白玉蟾「表奏法壇度首過謝恩朱章」(『修真十書・武夷集』卷四十七所收)。年代は不明。同じ白玉蟾の作である「雷府奏事議勳丹章」(『修真十書・武夷集』卷四十七所收)には、ほぼ同じ稱號(泰玄都正一平炁係天師清微天化炁天嶽先生・赤帝真人・上清大洞寶籙弟子)が見え、嘉定八年(一二一五年)の日付がある。

⑥ (M)・・・白玉蟾「法曹陳過謝恩奏事朱章」、同「懺謝朱表」(いずれも『修真十書・武夷集』卷四十七所收)。前者の年代は不明。後者は嘉定九年(一二一六年)の作。

⑦ (N)・・・白玉蟾「雲山玉虛法院記」(『白玉蟾全集』二九四頁)。年代は不明。なお、原文は清代の避諱のため「元天」に作るが、「玄天」が正しいと思われるので訂正した。

(6) 「都功」については、陳國符『道藏源流考』附録四「南北朝天師道考長編」(中華書局、一九六三年十二月)、K・M・シッペール(福井重雅譯)『「都功」の職能に關する二、三の考察」(酒井忠夫編『道教の總合的研究』所收。國書刊行會一九八二年三月)を参照。シッペール氏の論文には、「都功籙」に關する言及もあり、本稿の作成時にも参照した。また、「都功版」の傳授や法位については、注(一)前掲の小林氏論文を参照。

(7) 金允中は「上清靈寶大法」卷十で「洞玄部に靈寶中盟祕籙一階あり、紫虛陽光はこれに次ぐ」(十一a)と述べ、南宋時代の「紫虛陽光祕籙」は洞玄部に配當されていたという。

(8) 宋代における道士の師號については、唐代劍『宋代道教管理制度研究』中篇・第四章「紫衣師號制度」(綫裝書局、二〇〇三年八月)を参照。

(9) 『總眞祕要』卷十「祈雨奏狀式」(八a、b)、「牒雨部式」(八b、9a)。松本浩一「天心法」の起源と性格：特に「雷法」との比較を通じて」(『圖書館情報大學研究報告』第二十卷第二號、二〇〇二年三月)を参照。

(10) 「南昌鍊度典者」という職名からすると、天心正法が「鍊度」の儀式を行う「道法」と融合した可能性もある。「南昌」という語と「鍊度」の儀式的結びつきについては、横手裕「張宇初の齋法觀とその周邊—南昌派考察序説—」(小林正美編『道教の齋法儀禮の思想史的研究』所收。知泉書館、二〇〇六年十月)を参照。

(11) 『道法會元』卷五十六(三十九a)と卷五十七(十一b)、卷一百七十七(十八b)に記されている「道法」の位階も、功績により序列が定まるものである。

(12) 「道法」のテキスト中で、職名や職の位階が記されている例としては、『道法會元』の卷十・卷五十六・卷五十七・卷一百二十三・卷一百七十七・卷二百六十七、『法海遺珠』の卷四十一、『高上神霄玉清眞王紫書大法』卷五が挙げられる。

なお、「道法」には、傳授された「道法」のテキストの多寡によって職の序列を定める例もある。『無上三天玉堂大法』（HY二二〇）卷二の「玉堂法階」（六b）を見ると、「玉堂大法」は二十四品でできており、「初品」「七品」「九品」「二十四品」と傳授を受けた經典の多さによって、職の序列が上がっていくようである。

また、この節で引用した『總眞祕要』卷六の引用部分の後には、以下の文章がつづく。

已上自日直元君至無極上相計九位、遷職者合授上清九等太籙、方許入此憲格。餘職並依諸仙官、以三元爲首、洞神已下轉行。初下元一品仙官、次知北極驅邪院使、中元一品仙官判北極驅邪院、次上元一品仙官判酆都使。

（十九a）

これを見ると、引用部分の（エ）の「紫微宮使日直元君」から（ク）の「無極上相」までの九つの法位につくには「上清九等の太籙」を授かる必要があるというが、この「上清九等の太籙」が何を指すかは不明である。また、以下に續く「下元一品」・「中元一品」・「上元一品」が何を指すのかも現段階では不明である。

- （13） 現行の「上清五元玉册九靈飛步章奏祕法」は、南宋時代に存在していたものを繼承しているようである。（A）と（C）と（J）の三人の師である白玉蟾は、後述の通り、この「道法」を弟子に授けている。また、金允中が「また九靈飛步章

南宋時代の道士の稱號（酒井）

奏司・九靈飛步章奏印あり。（中略）天上にこの司無く、世間
にこの印無し。』（『上清靈寶大法』卷十・八b）と批判してい
る、「九靈飛步章奏司」が卷一八五（十六a）に、「九靈飛歩
章奏司印」が卷一八三に見える（一a）。

- （14） 『無上九霄玉清大梵紫微玄都雷霆玉經』（HY一五）におい
て、天界の機關が列擧される中に「雷霆都司」が見られる（六
a）。

- （15） この「太乙雷霆都司」に名稱の類似した、「太乙雷霆司」と
いう天界の機關が、『無上九霄玉清大梵紫微玄都雷霆玉經』に
見出せる（六a）。

- （16） 白玉蟾とその弟子たちの事績に關しては、横手裕「白玉蟾
と南宋江南道教」（『東方學報』六十八冊、一九九六年三月）
を參照。

- （17） 白玉蟾の用いていた「道法」（雷法）については、注（16）
前掲の横手氏論文、Skar, Lowell, "Administering Thunder: A Thirteenth-Century Memorial Deliberating the Thunder Rites", *Cahiers d'Extreme Asie* 9, 1986-1997; 鈴木健郎「白玉蟾の雷法説」（『東方宗教』第一百三號、二〇〇四年十月）を參照。

なお、一例のみであるが、白玉蟾は、「高上神霄玉清府雷霆
令・統五雷將兵・提領雷霆都司鬼神公事」という、「道法」の
職名だけの稱號を名乗っている（『海瓊白真人語錄』卷一所收
「傳度謝恩表文」）。職名の中に「高上神霄玉清府」とあるの

で、これも神霄の系統のもののようである。『道法會元』卷一百二十三に所収の『太上三五邵陽鐵面火車五雷大法』には、「高上神霄玉府雷霆令五雷三司都典者」(二十五b)という類似した職名が見える。

- (18) ただし、『道法會元』卷二百五十「太上天壇玉格」には、
如行天心法、合受三五都功籙。行雷法、合受高上神霄籙。
行靈寶法、合受紫虛陽光籙及靈寶中盟籙。行天蓬法、合受北帝伏魔籙。行六丁法、合受九天玄女籙。受玄靈式、合受北斗籙。行天樞法、合受上清迴車畢道籙。趙侯南法、合受趙侯籙。行出神入夢法、合受盟威籙。行三官法、合受三官籙。已上諸階、皆以本籙爲職。法籙相違、社廟切笑。

とあり、「道法」の傳授に際して、特定の籙を所持していることを要求する動きもあったことが知られる。一例を挙げれば、天心正法を用いるには「三五都功籙」の傳授を受けていることが必須条件とされている。

しかし、この規定はある「道法」と特定の籙との對應關係を述べてはいるものの、經籙の傳授による法位と「道法」の對應關係を述べたものではない。また、當時存在していた「道法」を網羅して、「道法」に序列をつけているわけでもない。

- (19) 注(3) 前掲の丸山氏論文(「金允中の道教儀禮學について」)、注(16) 前掲の横手氏論文を参照。

- (20) 金允中の師承關係については、注(3) 前掲の丸山氏論文(「金允中の道教儀禮學について」)を参照。

- (21) 現段階では、筆者が資料を見出していないため、憶測の域を出ないが、道士が複数の「道法」を複数の師から傳授された場合もあったかと思われる。つまり、一つの「道法」はある師から授かり、別の「道法」は他の師から授かる、という場合である。今後の考察を待ちたい。

- (22) 『武當金石錄』(丹江口市文化局、一九九〇年)五十五頁、五十六頁、五十九頁。

- (23) 『上清靈寶大法』(HY一二二)を編纂した王契眞の稱號は「上清三洞弟子・靈寶領教嗣師」であり、「靈寶領教仙師」に類似した職名をもつ。なお、この職名については、金允中が『上清靈寶大法』(HY一二三)の「總序」で批判している(五b)。

〈キーワード〉 道教、道士、道法、南宋